掛川市社会福祉協議会　歳末たすけあい募金見舞金助成事業実施要領

制定　平成２３年７月２５日

　　　　改正　令和４年　９月　１日

第１　趣旨

　この要領は、中央募金会 歳末たすけあい運動実施要領に規定する地域の福祉ニーズをもつ方への支援（以下「見舞金助成事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものです。

第２　見舞金助成の対象となる者

見舞金助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、別表に定める世帯とします。

第３　申請の方法

この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、民生委員児童委員や各ふくしあを通じ、又は郵送にて歳末たすけあい募金見舞金助成申請書を掛川市社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）に提出するものとします。

第４　助成の決定及び通知

　社協会長は、申請書を受理したときは、審査会の審査を経て助成の可否及び助成金額を決定し、歳末たすけあい募金見舞金助成交付決定（却下）通知書により申請者に通知するものとします。

第５　審査会

　審査会は、各地区民生委員児童委員協議会会長、社協会長、掛川市共同募金委員会会長及び掛川市社会福祉協議会事務局長で構成します。

　　審査会には、委員長１名、副委員長１名を置き、委員の互選により選出します。

　第６　助成の方法

　社協会長は、対象者の情報を担当地区民生委員児童委員に提供します。

贈呈が決定した世帯には、申請者の口座へ振り込みます、又はその担当地区民生委員児童委員又は社協職員によって配布されるものとします。

第７　基準日

　申請の基準日は、毎年１１月１日現在とします。ただし、助成日までの間に対象者が死亡、転出等された場合には助成を行わないものとします。

第８　その他

　この要領に定めるもののほか、見舞金の助成に関し、必要な事項は細則及び社協会長が別に定めます。

附　則

この要領は、令和４年度の見舞金助成事業から適用します。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象世帯 | 対象要件 | 備　　考 |
| 子育て世帯 | 就学援助を受けている世帯 | 基準日現在、掛川市内に住所を有し、かつ世帯全員が住民税非課税の世帯を対象とします。生活保護世帯や施設への入所者は対象としません。 |
| 高齢者世帯 | ６５歳以上の一人暮らしを含む高齢者世帯 |
| 障がい児者世帯 | 身体障がい、知的障がい、精神障がいの手帳を持つ人がいる世帯 |
| その他の世帯 | 特別な事情により、援護が必要と認められる世帯 |